



佐賀県公報

平成17年
8月8日
(月曜日)
外

(◎母が県例規集に登載するもの)

III 次

監査委員事項

○包括外部監査結果の措置の公表

(六回目) 一

○ 監査委員事項

平成13年度から平成15年度までに実施された包括外部監査に係る監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月8日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

平成13年度 包括外部監査結果及び意見の措置状況

監査の結果、監査意見	講じた措置等
<p>財政的援助団体の運営及び管理関係</p> <p>[財団法人佐賀県女性と生涯学習財団]</p> <p>【監査結果】</p> <p>(1) 委託されている財産の管理状況</p> <p>① 館内設備及び備品（図書を除く）の管理について 管理台帳と現物との照合が十分にはされていなかった。</p> <p>② 図書・ライブラリーの管理について 適切になされていた。</p> <p>(2) 現金管理について 全て帳簿に記載し、誤りや事故が発生しないようにする必要がある。</p> <p>(3) アバンセサポーターへの交通費支給について 交通費支給記録簿（ボランティア活動記録簿）への記載を一部職員が代筆している場合がある。</p> <p>(4) 役員の給与規程について 役員の給与、旅費、費用弁償に関する規程第3条第2項において、理事長による支給に関する定めは作成していなかった。</p> <p>【監査意見】</p> <p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>放送スタジオの利用度が著しく低いのは、放送スタジオを利用する主催事業が少なく、放送機器の使用が高度の技術を要することもあり一般の利用が少ないからである。機材の更新期には、この放送スタジオが本当に必要かを慎重に検討すべきである。 語学研修室は本来の利用が少なく、他施設と同様の利用率になっていない。使用目的が限定されるような設備が本当に必要かどうか検討すべきである。</p>	<p>監査指摘以降、毎年度随時に点検を行っている。</p> <p>監査指摘以降、新たに現金出納簿に記帳を行い適切に処理しているところである。</p> <p>記録簿への記載はサポーター自身が記載するよう平成13年10月25日のサポーター会議において周知徹底し、改善した。</p> <p>平成14年5月23日に定めを作成したところである。</p> <p>放送スタジオについては、放送コンクール等の主催事業や番組制作などを積極的に行うとともに、防音機能を活かした第2音楽スタジオや小規模なダンススタジオとしても活用を図っている。 語学研修室については、アバンセ杯放送コンクール等の主催事業や高齢者団体のパソコン研修、外国人のための日本語講座等の受入利用により、平成15年度は他の施設と同程度の利用があった。 両施設とも設置時とは県民のニーズや利用形態が変わってきたことから、県民が利用しやす</p>

	<p>い施設としてのあり方について検討を続けていく。</p>
<p>(2) 図書館機能</p> <p>アバンセが図書館法上の図書館となることは、県民サービスの向上に繋がるものと考えられるので、今後の検討が望まれる。</p>	<p>情報サービスコーナーは女性センター・生涯学習センターの情報提供を行うために整備されたものであり、現状では図書館法の要件を満たしていないが、県立図書館の分館と位置付けられるように検討を続けていく。</p>
<p>(3) 図書の相互貸借システム</p> <p>アバンセの図書の相互貸借システムは、アバンセに出向かなくても他の図書館でアバンセの図書の貸出等が受けられるシステムであるが、利用が極めて少なかった。</p> <p>図書情報のインターネット化、相互貸借のPRが必要である。</p>	<p>アバンセの図書を利用者に知ってもらうため、図書横断検索システムにアバンセも参加できるように作業を進めている。</p> <p>なお、ホームページや情報サービスフロアだより、アバンセ機関誌にも掲載して、今後ともPRに努めていく。</p>
<p>(4) インターネットによる県民への情報提供サービス</p> <p>アバンセネットは利用施設等が限定されており、情報提供体制が十分とはいえず、インターネットホームページへの一本化が望まれる。</p>	<p>アバンセネットを廃止し、それに替わるものとしてインターネットを活用した生涯学習情報提供システムを平成17年4月26日から運用を開始した。</p>
<p>(5) 施設の利用予約について</p> <p>インターネットホームページから申し込み手続きができるようにすると県民の利便性が一層増すと考えられる。</p>	<p>施設の利用申し込み（仮予約）ができる生涯学習情報提供システムを平成17年度から運用している。</p>
<p>(6) セミナー内容の広報</p> <p>実施されたセミナーについては、一部アバンセNOWに掲載されているが、全世帯には配布されていない。アバンセネットにも掲載すべきである。</p>	<p>今後は、生涯学習情報提供システムにおいて、セミナーの内容を掲載していく。</p>
<p>(7) 電気料の削減について</p> <p>施設内の電気照明は、効率的な予算執行のためにも、必要に応じた照明装置の点灯により、電気料の削減に取り組むべきであり、ある程度の努力はなされているが、さらに努力されるよう望まれる。</p>	<p>照明の点灯については、経費からだけでは判断できない面もあるが、電気料の削減については天気の良い日に窓際の照明の消灯に務めるなど努力したため、13年度以降漸減しているところである。</p> <p>また、平成17年1月から電気料金のメニューが選択できることになったこともあり、さらに削減に努力していく。</p>
<p>(8) 使用料金の設定及び使用料金の減免</p> <p>施設使用料の減免規定では、「催物の準備、リハーサル又は現状に復するために施設を使用</p>	<p>佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターは、男女共同参画社会の形成の促進及</p>

する場合は正規の使用料の70%を減免する。」とあるが、施設の使用は準備から現状回復までとするのが当然であるとの考え方もある。

び県民の生涯学習の振興に資するために設置された公の施設である。

施設使用料の減免規定については、住民の負担を軽くし、利用に供しやすくすることで、この目的を目指すという政策的判断の下に設けられたものであり、教育文化施設などの他の類似施設にも同様の規定を設けている。

施設の使用は準備から現状回復までとする考え方はあるにしても、「準備、リハーサル又は原状に復するため」に必要な期間は、施設の設置目的に沿って、現行の制度を続けていくこととしている。

(9) アバンセ主催事業の資料化による啓発活動

主催事業の中には著名な講師の講演等があるが、これらをビデオ化し市町村等に配布できれば効果的ではないか。

主催講演のビデオ化、及びその配布については、著作権、講演料等で法的、金銭的な面で解決すべきハードルが高い。

佐賀大学とも連携しながら、生涯学習情報提供システムにおいて、今後、学習コンテンツやインターネット上での配信を可能とするよう検討していく。

(10) 入札制度について

県の財務規則を準用し、100万円以上の業務の発注は原則入札制度を採用し、特殊業務は随意契約を行っているが、予定価格と落札金額に大きな開きはない。

入札制度の透明性、適正な競争促進に向け、応札業者の資格を明確に打ち出すとともに発注予定価格の事前公表、インターネット等の利用による入札制度を早急に確立すべきである。

入札等の競争が可能となる業務については、入札等を実施している。入札に適さないものは随意契約しているが、透明性、適正な競争促進のため「見積合せ」による競争をさせているところである。監査後は見積もり業者を増やすなどの取り組みを行っている。

発注予定価格の事前公表、インターネット等の利用による入札制度については、県の財務規則に準じて処理しているので、できるものから行っていきたい。

[財団法人佐賀県教育文化振興財団]

【監査結果】

(1) 現金・備品等の管理について

「宇宙科学館」関係

① 日々の現金在り高の管理について

財団の会計規程によれば、「出納員は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。」と定められているが隨時に実施されている。

また、現金預金の管理区分が多く日々の在り高の把握及び照合がやりにくく改善が必要である。

② 出納違算金の処理について

金額は僅少であるが過去、売店等において現金過不足が生じた場合の報告書等が作成さ

平成13年11月24日から「現金在り高確認表」の様式を改正し、毎日確認するよう是正した。

違算金については、金額の多少にかかわらず全て担当課長へ報告することとし、原因の調査

<p>れていないため、発生の内容やその後の処理内容等が不明確である。</p> <p>基本的な処理方針等を明確にするとともに発生の都度報告書を作成し、発生の状況・原因調査の内容等を示すなど、適正な処理を行うように改善すべきである。</p> <p>(3) 入場券等の管理について</p> <p>一部欠番が生じている定期入館券（年間入館券）について、その理由や内容等が把握されていない。</p> <p>書損や再発行によるものであると思われるが、重要発行物という認識のもと連番に基づいた十分な管理が必要である。</p> <p>(4) 備品の管理について</p> <p>設立当初の備品台帳は作成されているがその後の更新がなされていない。</p> <p>館内の備品は展示物を中心で高価な物品も含まれており、盗難紛失の危険性が高く、また展示物の入替等も行われるため備品管理は重要な業務である。</p> <p>備品台帳の更新と現物照合の定期的な実施が必要である。</p> <p>(5) 備品に関する会計処理について</p> <p>財団会計規程第24条では5万円以上の固定資産の取得は資産計上することになっているが、委託料として支出されたものの中で、資産計上すべきものが経費処理（平成11年度 約5千万円・12年度 約6千万円 構築物含む）されており規程が守られていない。遵守すべきである。</p> <p>「少年自然の家」関係</p> <p>① 現金の管理について</p> <p>現金の日々管理と記帳を適正に行い、承認を受ける制度を確立する必要がある。</p> <p>② 備品管理について</p> <p>備品の管理も県からの重要な受託業務の一つであり、備品台帳の更新と定期的な現物照合が必要である。</p> <p>(2) 委託料及び補助金の合理的算定根拠について</p> <p>適正に算定されている。</p> <p>(3) 委託事業及び補助事業に関する手續の適正性</p>	<p>等を行い、亡失・損傷届を作成して適正な会計処理を行うこととした。</p> <p>入館券は金券であるという認識にたち、定期入館券の廃棄処分等については、処分記録簿を備え、管理している。</p> <p>県の備品として管理すべきものを整理し、平成16年度に備品台帳の更新を行った。また、その後は備品台帳の更新及び現物照合を定期的に実施する。</p> <p>県の備品とすべきもの、財団の固定資産とすべきものの取扱いを平成16年度に整理した。</p> <p>その後、財団の固定資産取得に該当するものは、規程どおり経費処理ではなく資産計上を行う。</p> <p>現金の収納があれば日々記帳するとともに、上司の確認印を受けるように改めた。</p> <p>備品の確認を行い、備品台帳を整備した。</p>
--	--

について

適正になされている。

【監査意見】

(1) 施設の管理運営及び利用状況等について

① 宇宙科学館

宇宙科学館事業に関連する県及び文化財団の収支を合算した決算書を作成し十分な分析を行うべきであると考える。

近隣施設の状況と同様に2年目以降の来館者は徐々に減少している。他の遊園地や行楽施設などとは異なり、施設の性質上いわゆる「リピーター」の確保は非常に難しい問題であると考えるが、今後の集客方法について、より一層の検討努力が望まれるところである。

② 少年自然の家

冬期の充実、及び学校関係や地域への呼びかけを継続し、学校行事に組み込まれるようにするなど利用拡大を図ることが必要であると考える。

(2) 事務処理手続等の見直しについて

収益事業における仕入れ業務のように日常的かつ購入品目がある程度定まっているような場合には、権限を一部委譲するなど効率的に運用すべきと考える。

また、財団内部で行われる他の事務処理や業務内容等についても、県の規則等に準ずることから著しく非効率となっているような場合が存在しないか全般的に見直しを行い、「県」とは異なる「財団」独自の機動的効率的な運用を心掛けるべきである。

(3) 理事会の運営について

理事会における理事の出席率はあまり良好ではなく、中には就任期間中一度も出席していない理事もいた。

理事会活性化のためにはより多くの理事が参加すべきことは当然のことであり、場合によってはメンバーの選任自体を検討する必要があると考える。

[財団法人佐賀県体育協会]

宇宙科学館の管理運営についての分析は、毎年度の予算計上及び平成18年からの指定管理者制度導入に際し、隨時実施する。

学校関係、旅行業者や報道機関等へのPR活動を推進している。また、友の会会員の増加に努め、リピーター対策を促進し、集客を図っている。

少年自然の家は、青少年の野外活動と宿泊を通じた体験活動を行う施設であるが、家族等の受入れも積極的に行ってている。

また、波戸岬少年自然の家では平成16年末に家族向けの主催事業を実施したり、北山少年自然の家や黒髪少年自然の家では年末までの宿泊ができるようにするなど利用者へのサービス向上を図った。

収入・支出関係の帳票を改善するなど、財団独自の機動的効率的な運用を行うこととした。

理事会への出席については開催日についても配慮を行い、理事へ協力をお願いしていく。

また、より現場の状況を掌理している者を主体に経営を行っていくという観点から理事の改選を行った。

<p>【監査結果】</p> <p>(1) 決算書類について</p> <p>協会の寄附行為及び会計規程により作成が義務付けられている財産増減計算書や財産目録を作成していないのは明らかに寄附行為等に抵触している。</p> <p>また、公益法人に対する国の指導により、原則としてその後3年以内に「公益法人会計基準」に従った会計制度を導入すべきにもかかわらず、体育協会においては寄附行為等の改正や会計制度の改革に手がつけられていない。早急な対応が必要である。</p> <p>(2) 「資産の総額」の登記について</p> <p>協会においては設立以来過去一度しか「資産の総額」の変更登記が行われていなかった。</p> <p>(3) 補助金の支払手続について</p> <p>優秀選手雇用促進事業は、優秀選手を雇用する職域に対して助成するものであるが、振込口座がクラブの監督名義になっているものがあった。</p> <p>(4) 選手強化事業特殊配分について</p> <p>平成12年度における選手強化事業費総額の決算額は予算とまったく同額になっている。</p> <p>また、交付手続きのタイミングが駆け込み的であり、実際の補助対象経費に本来の趣旨とは異なるものがあること、交付対象の各団体から提出された領収証の中には平成13年6月28日付けというものがあること等の状況も考え合わせると、この補助金交付に無駄がなかったかどうか疑問であり、このような支出方法は改善すべきである。</p> <p>(5) 備品の管理について</p> <p>備品出納・管理簿には購入時の記帳だけがなされているが、購入後の移動・廃棄等はその都度記帳しなければ、正確に整理・管理することは困難となるので、まず正しい記帳を行うことがより重要である。</p> <p>また記帳の失念、紛失、盗難等がないように最低年1度の現物調査を実施すべきである。</p> <p>(6) 入札手続上の瑕疵について</p> <p>入札執行に当たっては最低価格の確認は確實に行い、落札者名と落札金額の公表を実施することを徹底されたい。</p>	<p>平成15年度から「公益法人会計基準」に従った会計処理を行っている。</p> <p>平成15年度から実施している「公益法人会計基準」に従った会計処理に基づき、「資産の総額」の変更登記を行っている。</p> <p>補助金の振込口座は、職域責任者名義かそれと異なる場合は委任状を添付させる処理を行うこととした。</p> <p>県の交付条件を補助金交付団体に明示するとともに、同条件に従い適切に処理することとした。</p> <p>備品出納・管理簿は、分類番号、品名毎に再度整理した。また、従来どおり年1回の現物調査を行っている。</p> <p>入札手続き誤りの後、落札者誤認防止のため次の事項を確実に行うこととしている。 ・入札には監督職員が必ず出席する。</p>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・入札者と入札金額を厳密にチェックする。 ・落札決定に当たっては、落札者名と落札金額をその場で発表する。 <p>物品納品検査に当たっては、納品書を徵し行うこととした。</p>
<p>(7) 納品書による検査について</p> <p>証拠書類としては納品先からの納品書は無く、請求書に記載されている内容が実際に納品されたかの確認は担当者が業者立会いの下で請求書上に検印されるに留まっている。</p> <p>本来ならば、納品書を納品先より必ず入手し、納品された物品との照合、請求書との照合を確實に実施すべきである。納品書による検査の徹底と納品書の保管が求められる。</p> <p>【監査意見】</p> <p>(1) 佐賀県内の公益法人に対する統一的指導について</p> <p>すべての所管部局が公益法人の運営そのものに対する高い指導力を確保することは難しく、また、コスト面でも合理的でない。</p> <p>従って決算書類及び資産登記の問題等を解消する案として、個々の公益法人の事業・業務を指導監督する所管部局とは別に、県において公益法人に共通する法務・会計等に精通し県内のすべての公益法人を統一的に指導する部局を設けることが望ましいと考える。</p>	
<p>(2) 加盟団体の統轄について</p> <p>加盟団体を統轄すべき協会が、決算関係書類等の提出を義務づけていないのは不十分と言わざるを得ない。</p> <p>少なくとも、すべての加盟団体に決算終了後、監事の監査を受けた決算書類を提出させ、財務面でのチェック機能を果たすべきである。</p> <p>加盟団体の運営が全般的に公正に行われていること、交付した補助金が加盟団体の年度を通じて無駄や不足がなかったかを、統括団体としてチェックする責任が協会にはあると考える。</p>	<p>加盟団体の決算関係書類等の提出を要請し、徵することとした。</p>
<p>(3) 隨意契約の理由について</p> <p>平成11年度市村記念体育館警備業務委託契約を随意契約とした理由の中で見積書提出業者の選定理由のみが記載されていた。</p> <p>随意にて契約できる100万円以下の契約についても原則的には競争入札すべきという認識のもと、それを随意にて契約する場合には入札としない根拠を明確にすべきと考える。</p> <p>しかも、県の維持管理業務（警備）の委託に関する指名競争入札参加者名簿に登載されている業者であれば、本来ならば競争入札とすべきである。</p> <p>また、警備委託業務について指名競争入札を実施している総合運動場と、一括して指名競</p>	<p>平成12年度から市村記念体育館警備業務委託についても指名競争入札により契約することとした。</p> <p>また、巡回方式の警備では、近隣地であれば一括しての入札も有利と考えられるが、市村記念体育館と総合運動場は距離が離れており、業者の現状の巡回経路への取組が有利に働くことも考慮し、検討の結果、分けて指名競争入札を行っている。</p>

<p>入札で契約するという方法も検討されるべきである。</p>	
<p>(4) 払込調定後の預金残について</p> <p>施設利用料等の納付書による納付及び原符領収分（当日入金）は毎月約10日毎に県で払込調定することとなっている。</p> <p>納付書にて納付された場合、銀行からの納付確認が遅れると納付相手が確認できないため、利用料納付の消し込みができず、当該納付分の払込調定が次回以降に持ち越しになる場合がある。</p> <p>通常は数日後に送金明細により確認されるが、明細が確認されないと払込調定できない現状では、確認待ちの部分が一部預金として残る場合がある。</p> <p>一時的ではあるが内容の不明な預金残高が存在し、預金の管理上好ましくないと考える。</p>	<p>納付相手を確認したうえで県へ払込みが行われていることから、確認できない納付金は口座に残ることとなるが、安全性は確保されており、納付相手確認は必ず必要であることを考慮すると現行の方法でやむを得ないと考える。</p>
<p>(5) 県が管理委託している備品の台帳上での名称統一について</p> <p>管理上、用途別に区分する必要のある備品については、備品出納・管理簿の名称と物品分類取扱要領の名称を統一する等の措置が必要。</p>	<p>備品出納・管理簿（いわゆる備品台帳）については「物品分類取扱要領」により整理することとし、同要領に基づく名称で整理した。</p>
<p>[財団法人佐賀県緑化流通センター]</p>	
<p>【監査結果】</p>	
<p>(1) 決算書類について</p> <p>公益事業に関する収支決算書及び財産目録の記載内容が適正でない。</p>	<p>平成13年度決算から、公益法人会計基準に準じて貸借対照表を作成し、収支決算書及び財産目録並びに、正味財産増減計算書を作成している。</p>
<p>(2) 「資産の総額」の登記について</p> <p>民法第46条にしたがつた「資産の総額」の変更登記はなされているが、正確な貸借対照表が作成されていないため、正しい「資産総額」となっていない。</p>	<p>平成13年度決算（平成14年度6月30日）から適正な貸借対照表を作成し、正しい「資産総額」により登記している。</p>
<p>(3) 業務取扱要領上で規定する書類の未提出について</p> <p>交換見本市の買受人登録申請書及び委託販売申込書が提出されていなかった。</p>	<p>買受人登録申請書と、委託販売申込書は平成14年9月13日から適正に提出させている。</p>
<p>(4) 旅費支給規程の運用について</p> <p>旅費の支給のほとんどが緑化流通センター旅費規程基準額ではなく、実費精算されていた。</p>	<p>佐賀県緑化流通センター旅費支給規程を、平成14年7月8日付けで改訂し、適正に運用している。</p>

<p>当該規定の条項整備が望まれる。</p> <p>[佐賀県住宅供給公社]</p> <p>【監査結果】</p> <p>(1) 会計原則及び会計処理</p> <p>① 分譲事業収入の計上基準について</p> <p>代金精算日を収益の計上日としているため、引渡しから代金精算まで3ヵ月程度要しているが、収益計上基準は、法律的要件も備わっている公社会計規程による引渡し基準を採用すべきである。</p> <p>② 分譲事業原価の計算について</p> <p>分譲事業原価の計算については、適正な原価計算の方法で実施し、実態に即した決算書を作成することにより、正しい損益を明らかにすべきである。</p> <p>③ 各種引当金等の計上について</p> <p>イ. 団地整備引当金、災害復旧工事引当金</p> <p>団地整備引当金、災害復旧工事引当金の取り崩しが為されておらず、利益留保的な性質を有する引当金となっているため、計上基準等を明確にし適正な計上を行い引当金として必要な額を確定すべきである。</p> <p>また、これら引当金を取崩した場合には貸借対照表に脚注する旨の規定があるが、平成12年度の取崩について記載が無い。</p> <p>ロ. 長期事業資産原価見返勘定</p> <p>長期事業資産原価見返勘定は、原価となる支出額が確定しないため見積額を資産計上した場合の見返(相手)勘定であり、現在進行中の事業分以外については全額取り崩すべきである。</p> <p>当該勘定科目を計上する場合には金額の算定をより正確に行うべきである。</p> <p>④ 備品の会計処理について</p> <p>事務所内装工事が経費処理されているが、これは資産計上とし、適切な管理を行うべきである。</p> <p>(2) 財産管理について</p> <p>① 不良債権の発生及び予防策等について</p>	<p>分譲事業収入の会計年度区分は、平成14年度から引渡日を収益計上日とする引渡し基準に改めた。</p> <p>平成14年4月に新しい「地方住宅供給公社会計基準」が制定されたことに伴い、公社会計規程の原価計算方法は、予定原価計算の手法から実際発生額を計算する「実際原価計算」の手法に改正した。</p> <p>新会計基準の制定に伴い、公社会計規程の貸借対照表の区分を改定し、団地整備引当金及び災害復旧工事引当金は平成14年度から住宅宅地分譲事業準備金に含めて会計処理を行っている。</p> <p>長期事業資産原価見返勘定については、平成13年度までの計上額を全額取崩し、これを平成14年度から住宅宅地分譲事業準備金に含めて計上処理するとともに、現在進行中の事業分を精査し、実態に即した費用を未成原価仮勘定として計上している。</p> <p>今後、類似の事例等については、償却資産として計上することとしている。</p>
--	---

<p>土地を公社が販売し、建物を民間の建設業者が販売する販売形態をとっている中で建設業者の破産により回収不能な債権が発生している。</p> <p>公社が受領する土地代金を含めた全額を一時的に建設業者が受領する契約形態の契約に関しては、最善の注意を払い不良債権の発生を未然に防ぐよう努めなければならない。</p>	<p>共同分譲方式の宅地分譲契約における譲渡代金の受領方法を業者の代理受領から、公社が建物代金を含めた全額を代理受領する契約内容に改正し、再発を防止することとした。</p>
<p>② 備品の管理について</p> <p>備品台帳等の整備は適切に為されているが、現物との照合が行われていない。</p> <p>また、固定資産の管理運用規程等が定められていない。</p> <p>管理責任者や現物照合の時期並びに方法、さらには資産の計上基準等を明確にする必要がある。</p>	<p>備品台帳等と現物の照合については、期末に受払及び保管に直接関係のない職員を立ち会わせて確認を行うこととした。</p> <p>また、固定資産の管理運用規程については、佐賀県財務規則を準用し、計上基準等は法人税法施行令第133条（小額の原価償却資産等）に基づき、適切に行うこととした。</p>
<p>【監査意見】</p> <p>「分譲事業関係」</p> <p>(1) 販売状況及び販売価額の決定方法等について</p> <p>多くの在庫物件を抱えている状況であることから、公社の設立目的や経済状況、民間業者の動向等を踏まえ公社独自の販売価額算定方法を規定し、販売に努めるべきである。</p>	<p>地方住宅供給公社法施行規則の改正等をうけて、平成14年度から分譲価格の設定を原価主義から時価主義によることが出来ることとなつたので、市場価格の調査と併せ、不動産鑑定士による鑑定評価額をもとに販売価格を設定し、販売の促進を図っている。</p>
<p>「受託事業関係」</p> <p>(2) 計画緊急修繕工事の発注時期について</p> <p>工期の末日が3月末に集中しており、労働時間の延長や丸投げ外注等の事態の発生に繋がる恐れがあるため、予算の執行が可能になれば速やかに発注手続をとるよう努力すべきである。</p>	<p>予算の適正執行が図られるよう、工事の早期発注を図り、工事の効果が早期に発現できるよう努めている。</p>
<p>(3) 入札制度について</p> <p>入札制度の透明性及び適正な競争促進に向け、発注予定価額の事前公表、インターネット等の利用による入札制度を早急に確立すべきである。</p>	<p>県の入札制度の見直しに合わせ、入札制度の透明性及び適正な競争促進が一層図られるよう努めている。</p>
<p>(4) 随意契約について</p> <p>計画修繕のうち、量水器・ガス栓・風呂釜取替え工事、ガス管改修工事、工事設計・監理業務等随意契約で発注されているが、特殊技術や法律上の制約等のあるものを除き入札制度に切り替えるべきである。</p>	<p>ガス栓取替え工事やガス管改修工事のように法律上の制約のあるものを除き、量水器や風呂釜の取替え工事は指名競争入札に切り替えるとともに、工事設計・監理業務は、漸次公社の直営業務として実施するよう努めている。</p>

<p>(5) 使用料の滞納状況解消に向けて</p> <p>過年度分徴収未済額は多額であることから、今後も滞納解消に向け努力されるよう期待する。</p> <p>「その他」</p> <p>(6) 住宅供給公社の運営及び今後のあり方等について</p> <p>公社の設立目的を十分に達成してきたことは事実であるが、近年の状況を見てみると存在意義が薄れきっている。 保有している物件の販売を促進し、一日も早い住宅分譲事業からの撤退を行うべきである。</p> <p>未利用財産等の管理関係</p> <p>【監査結果】</p> <p>(1) 未利用・低利用土地建物の一括管理について</p> <p>未利用・低利用土地建物の一括管理について（全庁の一元的なリストを作成するためにも「未利用・低利用」の定義付けも必要。）</p> <p>(2) 動物ふれあい事業跡地の取得の妥当性について</p> <p>未利用財産は、既に公用や公共用に供されていない状態にあることから、財産区分上は普通財産に区分すべき財産ではないかと考える。</p> <p>(3) 公有財産内訳書の記載項目（面積表示）について</p> <p>将来的には適正な時価をもって評価した価格を折り込み、定期的に見直すことが必要。</p>	<p>滞納の解消に向け、夜間徴収及び納入指導の強化など整理業務に積極的に取り組み、徴収率の向上に努めている。</p> <p>県では、平成13年度に住宅供給公社経営改善等検討委員会を設置し、平成18年度に公社の存廃を含めて見直しを行うこととしていたが、これまでの宅地の販売状況を踏まえ、平成16年10月から県土づくり本部内に住宅供給公社経営改革チームを設け、公社の存廃を含めた経営改革計画を策定し、速やかに具体的な経営改革に着手するようにしている。</p> <p>未利用財産については、「現に利用していない県有地（土地及び土地の定着物）で、今後も利用が見込まれないもの」と定義付けを行った。 未利用財産一覧表（リスト）については、まずは府内において有効に活用するために職員の府内掲示板システムに掲示し周知を図っている。 又、売却することと決定した売却予定地一覧表（リスト）については、積極的に一般に公開するため、平成16年11月2日から県ホームページへ掲載を始めたところである。</p> <p>未利用財産等有効利用検討委員会の方針に基づき、行政財産から普通財産に用途変更し、一般競争入札で平成16年9月6日に売却した。</p> <p>公有財産内訳書については、時価の記載はしていない。 これは、現在県で試みている貸借対照表の作成方式（決算統計方式）は、資産の評価額を決定する際に、公有財産台帳を根拠資料とはしていないことや、地方自治法施行規則の定めにより面積表示のみとなっているからである。 公有財産内訳書への時価の記載については、国において改正を検討されるなどの動きがあり、法の改正等国の動向や他県の状況等を調べながら</p>
--	---

(4) 利用度の低い財産の実態を明らかにする管理システムの構築について

利用度の低い財産の実態を明らかにする管理システムの構築について

(財産の購入、保管、処分などのデータを一元化し情報システムを構築することにより、利用度の低い財産の実態を明らかにすることが可能になる。)

ら対応したい。

現在、道路法、河川法等の特別法により管理されているものの以外の公有財産について、紙台帳を電子化するために公有財産管理システムの開発を行っているところである。

そのシステムの開発にあたり、利用度の低い未利用財産や未利用となる予定の財産についても明らかにし、まずは府内において有効に活用するため、職員は誰でもいつでも情報が入手出来るようなシステムについて検討しているところである。

未利用財産や今後未利用となる財産の情報については、未利用財産有効利用検討委員会で把握するほか、随時情報交換を行うことでも対応していきたい。

(5) 行政財産と普通財産の管理区分について

行政財産と普通財産の管理区分について（既に公用や公共用に供されていない状態にある財産は、普通財産に区分すべきであり、所管する公有財産の実態を常時把握しておく必要がある。）

未利用財産については、個々の財産毎に再活用するか、貸し付けるか、売却処分を行うか再検討し、必要に応じ普通財産に区分しているところである。

今後も所管する公有財産の実態を常に把握しておくよう努めたい。

【監査意見】

(1) 佐賀県土地開発基金が所有する土地について

「森の博覧会駐車場は、平成8年に開催された「世界・森の博覧会（以下「森博」という。）」の入場者用の駐車場として取得された。その後、跡地については府内の若手職員で構成するプロジェクトチームの提言や県の関係部局長の検討を経て2つの方向性の案（①宿泊型体験施設と貸工房を中心とした整備、②まちづくりのための工場移転を中心とした整備）が取りまとめられた。さらに平成10年には、「世界・森の博覧会駐車場跡地活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）」が設置され、これまでの検討結果を受け跡地活用の基本的な方向が協議・検討されたが、その後経済状況等の変化もあり活用されるには至っておらず、現在も具体的な活用の方針は示されていない状況であり早急な対応が望まれる。

森博駐車場跡地の活用については、平成10年に検討委員会が景気低迷といった経済情勢、厳しい地方財政環境などの面から、2つの方向性の案は中長期的観点から取り組むべきととりまとめたところであり、現在も経済情勢等に顕著な変化が見られないことなどから、活用の具体化には至っていない。

しかし、民間等の土地需要があれば対応していくことが必要と考え、平成16年1月に「工場予定地」として位置付け、企業誘致の際に紹介等行っている。

今後も用途を限定せず、地域の活性化に繋がるよう広い観点から検討を進めていく。